

別表第 1 （第 2 条関係）

助成対象者	本市において令和 2 年 7 月豪雨災害による被災者の支援を行う N P O 等のボランティア団体で、次に掲げる要件をすべて満たすもの 1 団体の定款、規約等を有すること。 2 助成対象となる事業を着実に実施できる事務及び組織体制となっていること。 3 暴力団でないこと、又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。 4 営利を目的とした団体でないこと。 5 事務処理及び会計処理が適切にできること。
助成対象事業	1 助成対象者が被災者支援を目的に本市域内で行う次の事業 (1) 子ども支援、親支援（子どもの遊び場づくり、育児支援等） (2) 日常生活支援（移動・買い物等） (3) 被災地域の自立的復興に向けた人材育成支援（住民リーダー） 2 次の各号のいずれかに該当する事業は助成の対象としない (1) 興行その他営利を目的とするもの (2) 政治的又は宗教的な普及宣伝活動と認められるもの (3) 特定企業の広報又は宣伝活動を伴うもの (4) 本市又は本市の関係団体から補助等の助成を受けるか、又は受ける見込のあるもの (5) 前各号に掲げるもののほか、内容が助成にふさわしくないと認められるもの
助成対象経費	上記の事業に要する謝金、旅費、消耗品費、印刷費、通信運搬費、使用料及び賃借料、委託費その他本市が必要と認める費用 ※本市以外で実施される事業の経費については対象外とする。 ※申請団体の構成員等に対する人件費は対象外とする。
助成対象期間	令和 3 年 4 月 1 日から別に市長が定める日まで
助成金額	助成対象経費総額と助成上限額（1 0 0 万円以内／1 団体）を比較して低い方の額（1 , 0 0 0 円未満切り捨て）